

政令第九十七号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「並びに」の下に「参事官一人、」を加える。

第二十七条第二号中「サイバー整備課」の下に「及び参事官」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第三十条の二 参事官は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事務のうち、宇宙に関する領域に係るもの（サイバー整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附 則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。